

「乳幼児突然死症候群(SIDS)を含む睡眠中の乳幼児死亡を
予防するための効果的な施策に関する研究」

分担研究報告書

分担研究課題名：『乳児の突然死例を解剖できる制度の構築に関する研究』

研究分担者：平野慎也 大阪府立病院機構 大阪母子医療センター 新生児科
研究協力者：竹内真 大阪府立病院機構 大阪母子医療センター 病理診断科

研究要旨

乳幼児突然死症候群の診断においては、解剖による病理所見は必須とされている。乳幼児突然死症候群の剖検組織を保管し、死因究明および原因究明のために多様な検査をおこなうことは、乳幼児突然死症候群について新しい知見が得られる可能性があり、病態解明のためには必要であると考えられる。しかし最近、乳幼児突然死例は、虐待による犯罪性を問題にされることが多く、司法解剖として扱われることが増加し、検体の利用に制限がある。また一方で突然死の場合は死亡状況や近親者の心情から、簡単に解剖の承諾をとることに困難をとまなうのも事実である。倫理的な側面も考慮しつつ、内外問わず情報収集することにより乳幼児の突然死例を解剖できる制度の構築(状況)について研究をおこなった。海外とは検死の制度等異なるが、我が国でもチャイルドデスレビューなどの体制が一步進み、その一環として乳児の突然死例を解剖できる制度の構築を組み入れる事も期待される。

A. 研究目的

子ども・若者白書によるとこどもの死亡原因は、0歳児では「先天奇形等」が最も多く、「周産期に特異的な呼吸障害等」、「乳幼児突然死症候群」と続き、平成28年度においては全国で109人、平成29年度には77名が乳幼児突然死症候群で亡くなっており、乳児期の死亡原因としては第3位である。

乳幼児突然死症候群(SIDS)は「それまでの健康状態および既往歴からその死亡が予測できず、しかも死亡状況調査および解剖検査によってもその原因が同定されない、原則として1歳未満の児に突然の死をもたらした症候群」と定義され、突然死の症例を診断する際には解剖が重要な位置を占める。乳幼児突然死症候群の診断において、解剖による病理所見は必須とされている。解剖組織を一部保管し、新しい知見が発見された際に再検査をおこなうことは、より正確な診断にたどりつくことができ、またその解剖組織の詳細な検討により乳幼児突然死症候群そのものについてもさらに新しい知見が得られる可能性がある。しかし、現在では虐待

による犯罪性を問題されることが多く、乳児突然死症候群の可能性が高くとも司法解剖として扱われることが増加し、訴訟と守秘の観点から容易に剖検検体を利用することが困難となっている。それ以外にも死亡状況や近親者の心情から、簡単に解剖の承諾をとることに困難があるのも事実である。倫理的な側面も考慮しつつ、解剖を可能にする制度を構築するために、内外問わず幅広く情報収集することにより、そのような制度を可能にしていく方法を検討する。

B. 研究方法

種々の媒体を通じ我が国の死因究明の状況、および乳児の死因究明の状況を調査する。

C. 研究結果

大阪府における乳幼児死亡について
大阪府においては近年100人から150人ほどの乳児の死亡がある。監察医制度のある大阪市内では乳児死亡は毎年30人から50人であるが、周産期死亡の新生児や、先天性疾

患等で死亡した乳児をのぞくと、いわゆる異状死体としての乳児死亡は大阪市内では乳児死亡数全体のおよそ30%前後である。0-4歳の乳幼児の検案件数は平成23年2件、平成24年3件、平成25年5件、平成26年以降は0件の状態が続いている。

乳幼児の突然死は原則として解剖を行うべきであるという考えは警察にも浸透しており、解剖は行われる傾向にあるが、我が国でも児童虐待が社会問題として大きく取り上げられており、乳幼児の異状死体を見ると、事件性はないだろうと判断されても、犯罪(虐待死)の可能性が完全に否定できない限り乳幼児の変死事件に関しては、明らかな先天性疾患などを除き、ほとんどが司法解剖になっている現状があった。司法解剖となった以上は、情報は隔離されることとなり、(刑事訴訟法47条:「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。但し、公益上の必要その他の事由があつて相当と認められる場合は、この限りでない。」)臨床あるいは病理の観点から、解剖の組織所見を含めてお互いに議論できる環境が少なくなるという問題が生じている。

乳幼児だけでなく一般に警察が取り扱う死亡についても、我が国の死因究明制度は他の先進国と比べて充実しているとは言いがたいものであり、司法解剖5%、行政解剖6%程度であり、それは地域によっても大きく違いが見られる。解剖の種類によっても違いがみられるが、監察医制度がある地域では専従の法医が解剖をおこなうとされ、監察医制度のない地域では大学の法医学講座の教授らが講義を持ちながら行っている。2013年度、法医は全国に154人という報告があり、人員面での不足も大きな問題となっている。これは現在でも大きな変化はないと思われる。2015年には青森県と鳥取県で法医学者がおらず司法解剖ができない事態にまで発展している。

死因究明のために解剖率をあげるため、司法解剖、行政解剖とはちがったいわゆる新法解剖が平成25年4月から施行されている。「警察などが取り扱う死体の死因・身元調査に関する法」(死因・身元調査法)「死因究明等の推進に関する法律」(推進法)がそれである。これは、「警察署長は、取扱死体について、法人又は機関に所属する医師その他法医学に関する専門的な知識経験を有する者の意見を聴き、死因を明らかにするため特に必要があると認めるときは、解剖を実施することができる。」というものである。解剖の承諾は必要としない。死因究明の推進が期待されたが、施行後の実態は、期待されたほどの解剖率の向上や地域格差の改善は進まず、法的な枠組みが変わっても、結局解剖医が足りず、かつ偏在するという構造

的問題が解消されていないことを判明させる結果となっていた。警察庁の資料によっても2013年に警察が取り扱った遺体は16万9047体で、そのうちいわゆる新法解剖によって解剖された遺体は1418体であり、それほどの貢献はしていないように見える。欧米のレベルまで解剖率を向上させるためには、解剖医及び解剖施設の絶対数を大幅に増加させるとともに、解剖による死因究明の必要性について国民的な認識の向上を図る必要がある。

また、警察庁では、犯罪死の見逃しを防ぐため、2009年から法医学の専門教育を受けた検視官(警察官)を増員、遺体発見現場に立ち会う(臨場)ことを開始し、増員前の臨場率:2008年に全国平均14.1%から2014年には72.3%となったが、検視官は主に遺体の外見の観察や体温の測定をして犯罪死かどうかを判断するため、外見に異常がなければ、毒物や薬物投与を見落とすこともあり、解剖しなければ死因が判明しない場合もある。成人でさえ死因究明は大きな課題である。

死因究明のための活動

米国など多くの先進諸国では、子どもの死亡全例に関して情報を収集し、予防できる死亡を考えていくという制度があり、それに関する法律が制定されている。

(参考;米国のSIDS研究所のホームページをみると、睡眠関連の乳児死亡に関する医学的研究は、ほとんど止まっている。これは、この重要な研究に使用する死亡した幼児から組織を得ることを可能にするインフラがないことの結果である。この状況に対処するために、SIDS研究所とMiami-Dade Chief Medical ExaminerでSUID Tissue Consortiumを立ちあげた、とある。このコンソーシアムには、メリーランド州のいくつかの検診官とNICHD脳・組織バンクからの資金提供があり、突然死亡する幼児のすべての親に到達し、研究のために組織を寄付する機会を提供することが目的とされている。

米国では日本と違い法医、病理医として専門の研修を受けた医師であるmedical examinerが存在し、警察から独立した死因究明機関の長などとして、死体に対する調査権を有し、その権限および専門的知見に基づいて、死因究明の責任者となる職種が存在している。

米国フロリダにおけるプロジェクトであるThe SUID Tissue ProjectではSUID (Sudden Unexpected Infant Death)の研究を推進するために行われている。米国SIDS instituteとフロリダ州のMedical Examiner事務所とが共同で行っているものは、3つの大きな部分で構成されている。研究のための組織の提供のための同意取得、通常解剖検査に基づいた組織の採取、

NICHD組織バンクでの組織の保存である。このプロジェクトでは、

- ・ SUIDのケースと同様に1歳未満の死亡症例の組織も対照のケースとして提供を受けている

- ・ 組織は定められた方法でNICHD Brain and Tissue Bankに輸送し保存される。状況調査は解剖検査の結果もデータベース化される。

- ・ Medical officer事務所を日常的に訪れ、ケースがあれば、研究用の組織提供について家族に説明し、NICHD Bankが同意取得にうかがうなどが行われている。

米国では、組織の設立とともにMedical officer事務所を日常的に訪れるなどたえず死亡ケースの症例の家族への組織提供を依頼するという積極的な活動が行われている。

我が国ではこのような組織、制度は現存していないが、こどもの死因究明の必要性が認識され、子どもの死因究明のための活動が行われてきた。

わが国の動きとしては、2018年12月に「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（成育基本法）が成立し、その柱のひとつとして、子どもの死因を検証する体制づくりが取上げられた。死因究明のためチャイルドデスレビュー（CDR）である。CDRは、子どもが死亡したとき、すべてを把握し、その死が予防できたのではないかという観点から多機関多職種専門家が検証し、同じような死を可能な限り減らそうとする活動である。2019年2月にはチャイルドデスレビューの国際シンポジウムが開催され、米国、英国、台湾からの専門家を招かれ各国の状況および意見交換がなされた。その際、収集した情報では、イギリスでは剖検に関して、その後の組織検体の扱いあるいは病態解明への組織の利用については、基本的に組織検体の保存については、両親が決定する。今後の研究について組織検体の保管についての説明はおこなわれるが、同意が得られなければ廃棄されているとのことであった。

D. 考察

乳児突然死症候群の診断において、解剖による病理所見は必須とされている。解剖組織を一部保管し、新しい知見が発見された際に再検査をおこなうことは、より正確な診断にたどりつくことができ、またその解剖組織の詳細な検討により乳児突然死症候群そのものについても新しい知見が得られる可能性がある。しかし死亡状況や近親者の心情から、簡単に解剖の承諾をとることはできないのも事実である。成人でさえ死因究明は大きな課題であることが判

明し、新法解剖といった法的な枠組みが変わっても困難な状況である。乳幼児の場合は、より倫理的な側面も考慮しつつ、乳児突然死の解剖を可能にする制度を模索していかなければならない。死因究明の必要性についての国民の認識向上、そしてまた解剖に対する医療従事者の意識改革も必要であり、特に子どもにおいて、死亡登録・検証制度を法的に位置づける対策が始まり、チャイルドデスレビューの法制化の一環として乳児の突然死例を解剖できる制度の構築を組み入れられる事も期待できるのでないかと考える。乳児の突然死例を解剖する制度との関連性においては、チャイルドデスレビューは子どもの死亡例をすべて登録し検証し、予防できる死亡を考えるとということが目的であり、子どもの死亡時点からは、時間経過という点で考えれば、じっくり後から予防可能な死であったかどうかを検証するというスタンスであると思う。しかし乳児突然死の場合はその診断に剖検が必須とされており、死亡から死因の検証のための剖検までには時間が重要とされ、そこに遺族の心情を配慮した倫理的な部分が大きく関わってくる。乳児の突然死例を解剖できる制度として、チャイルドデスレビューの一環としてその死亡は検証されるべきであると思うが、“時間”という点で、更なる深い議論が必要であると思う。子どもを突然に亡くした場合は、子どもの成長発達とともに時間を共有した家族にとってはいたたまれないものであり、そのような状況で解剖についての承諾を得ることには、困難をともなう。子どもを失った家族への精神的な面への配慮と支援は子どもの死亡に対すると同じように最大限の配慮をしなければ成らない。

E. 結論

乳幼児の突然死例は、虐待死の関連からも、死因は究明されなければならない。乳児突然死症候群の診断においては、解剖による病理所見は必須とされている。現在では虐待による犯罪性を問題にされることが多く、虐待による死亡の可能性が低くとも司法解剖として扱われることが増加している。乳幼児突然死症候群の剖検組織を保管し、新しい知見が発見された際に死因究明のための再検査をおこなうことは、乳幼児突然死症候群そのものについても新しい知見が得られる可能性があり、病態解明のためには必要であると考えられる。しかし虐待死との関連から司法解剖が増えつつある現状、また突然死の場合は死亡状況や近親者の心情から、簡単に承諾をとることに困難をともなうのも事実である。倫理的な側面も考慮しつつ、内外問わず幅広く情報収集することにより乳児の突然死例を解剖できる制度について考察した。

成人でさえ死因究明は大きな課題であることが判明し、新法解剖といった法的な枠組みが変わっても困難な状況である。海外とは検死の制度等異なるが、我が国でも死因究明の重要性からも、また子どもの予防できる死を減らす目的からチャイルドデスレビューの活動が始まったところであり、その一環として乳児の突然死例をも解剖できる制度を組み入れられることが期待できる。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

3. その他